

# 第1回 心身障害者扶養保険検討委員会 議事次第

〔平成19年3月29日（木） 11:00～12:30〕  
厚生労働省2階 専用第10会議室

1. 開 会

2. 議 事

心身障害者扶養保険制度の見直しについて

3. 閉 会

## 【配付資料】

（資料1） 「心身障害者扶養保険検討委員会」の設置について

（資料2） 「心身障害者扶養保険検討委員会」委員名簿

（資料3） 第1回心身障害者扶養保険検討委員会資料

## 「心身障害者扶養保険検討委員会」の設置について

### 1. 趣旨

心身障害者扶養保険制度については、財政安定化のため、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

しかし、本制度の財政状況については、その後の金利状況の低下や障害者の平均寿命の伸長等により、第3次改正以降も大変厳しい状況にあることから、厚生労働省内において、検討を進めてきているところである。

このため、関係省庁・関係団体等との調整を行いながら、外部有識者等の意見もいただくために、「心身障害者扶養保険検討委員会」を設置し、制度のあり方についての結論を得た上で、平成19年度中に制度の見直しを行うこととしている。

### 2. 委員

心身障害者扶養保険制度に携わる有識者等を中心に、社会・援護局長の私的懇談会として委員の委嘱を行うこととする。

（「心身障害者扶養保険検討委員会」委員名簿（別紙参照））

### 3. 委員会の開催

平成19年3月～8月にかけて4回程度の開催を予定。

※ 第1回検討委員会：

平成19年3月29日（木） 11：00～12：30

## 資料2

## 「心身障害者扶養保険検討委員会」委員名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名
秋山 勝喜	全国重症心身障害児（者）を守る会 副会長
佐々木 寛志	横浜市健康福祉局長
田中 一成	栃木県保健福祉部長
戸田 五七朗	前みずほ年金研究所 顧問
西岡 忠夫	生命保険協会 副会長
林 真奈美	読売新聞東京本社 編集局社会保障部 記者
○ 堀 勝洋	上智大学 法学部地球環境法学科 教授
松友 了	全日本手をつなぐ育成会 常務理事
◎ 山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 教授

(注) ◎は座長、○は座長代理

(五十音順・敬称略)

資料3

第1回  
心身障害者扶養保険検討委員会  
資料

平成19年3月  
厚生労働省障害保健福祉部

# 目 次

	頁
【概要】	
○ 心身障害者扶養保険制度の概要 . . . . .	1
○ 心身障害者扶養保険制度の仕組み . . . . .	3
○ 加入者数及び受給者数の推移 . . . . .	4
○ 加入者数及び受給者数の現況（道府県・指定都市別） . . . . .	5
○ 過去の制度改正の概要 . . . . .	6
【現状と見直し】	
○ 心身障害者扶養保険制度の現状について . . . . .	1 1
○ 保険収支と年金収支の推移 . . . . .	1 3
○ 責任準備金等の推移（平成15～17年度） . . . . .	1 4
○ 厚生労働省独立行政法人評価委員会等の指摘状況 . . . . .	1 5
○ 東京都扶養年金制度の概要について . . . . .	1 6
○ 東京都扶養年金制度の廃止の考え方 . . . . .	1 7
○ 見直しに際しての視点 . . . . .	1 8

# 心身障害者扶養保険制度の概要

## 1. 制度の概要

- (1) 障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛け金を納入することにより、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引き継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。

## 2. 制度の内容

- (1) 加入者：次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者

- ・ 知的障害者
- ・ 身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する者
- ・ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が前記と同程度の者(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)

- (2) 保険料(掛金)の月額

加入時における年齢区分 〔加入時年齢で固定〕	掛金額 〔一口当たり〕
35歳未満	3,500円
35歳以上40歳未満	4,500円
40歳以上45歳未満	6,000円
45歳以上50歳未満	7,400円
50歳以上55歳未満	8,900円
55歳以上60歳未満	10,800円
60歳以上65歳未満	13,300円

- (注1)65歳に達し、20年(一部25年)継続加入した場合に、加入者の保険料の納付の免除を行っている。  
(注2)加入者一人当たり二口が上限。

(3) 給付内容

	年金	弔慰金	脱退一時金
支給事由	加入者が死亡若しくは重度障害となったとき。	加入者が生存中障害者が死亡したとき又は加入者と障害者が同時に死亡したとき	加入者が生存中にこの制度を脱退したとき
支給額	1口当たり 月額 20,000円	1年以上5年未満 2万円 5年以上20年未満 5万円 20年以上 10万円	5年以上10年未満 3万円 10年以上20年未満 5万円 20年以上 10万円

3. 加入者及び受給者数(平成17年度末現在)

(1) 加入者(保護者)

- ・ 延べ人員 95,311人 (実人員 67,591人)
- ・ 障害の種類
 

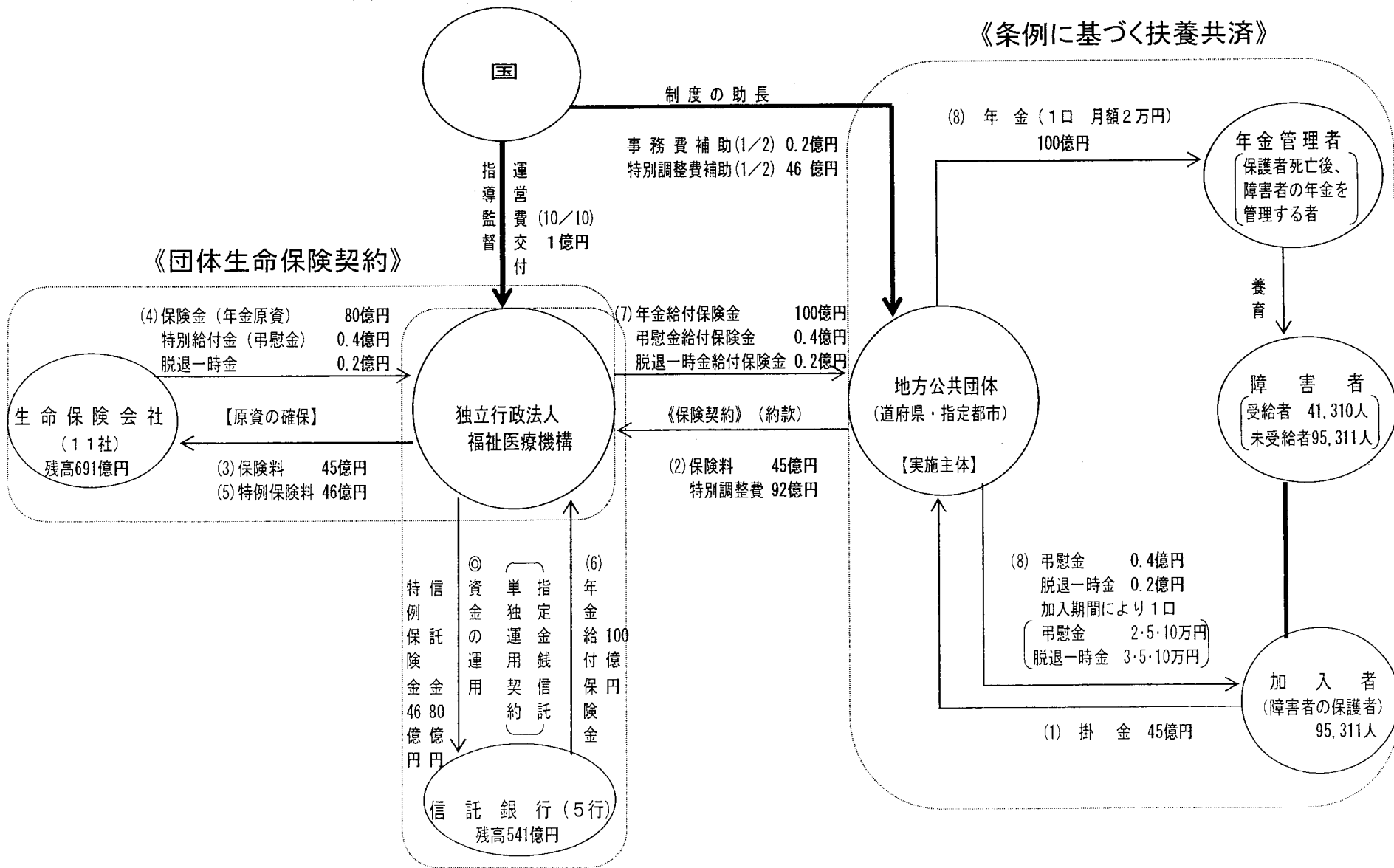
身体障害	約 30%	}	身障1・2級、知的A程度が約50%
知的障害	約 65%		
精神障害	約 5%		

(2) 受給者(障害者)

- ・ 延べ人員 41,310人 (実人員 36,329人)
- ・ 障害の種類
 

身体障害	約 40%	}	身障1・2級、知的A程度が約60%
知的障害	約 55%		
精神障害	約 5%		

# 心身障害者扶養保険制度の仕組み



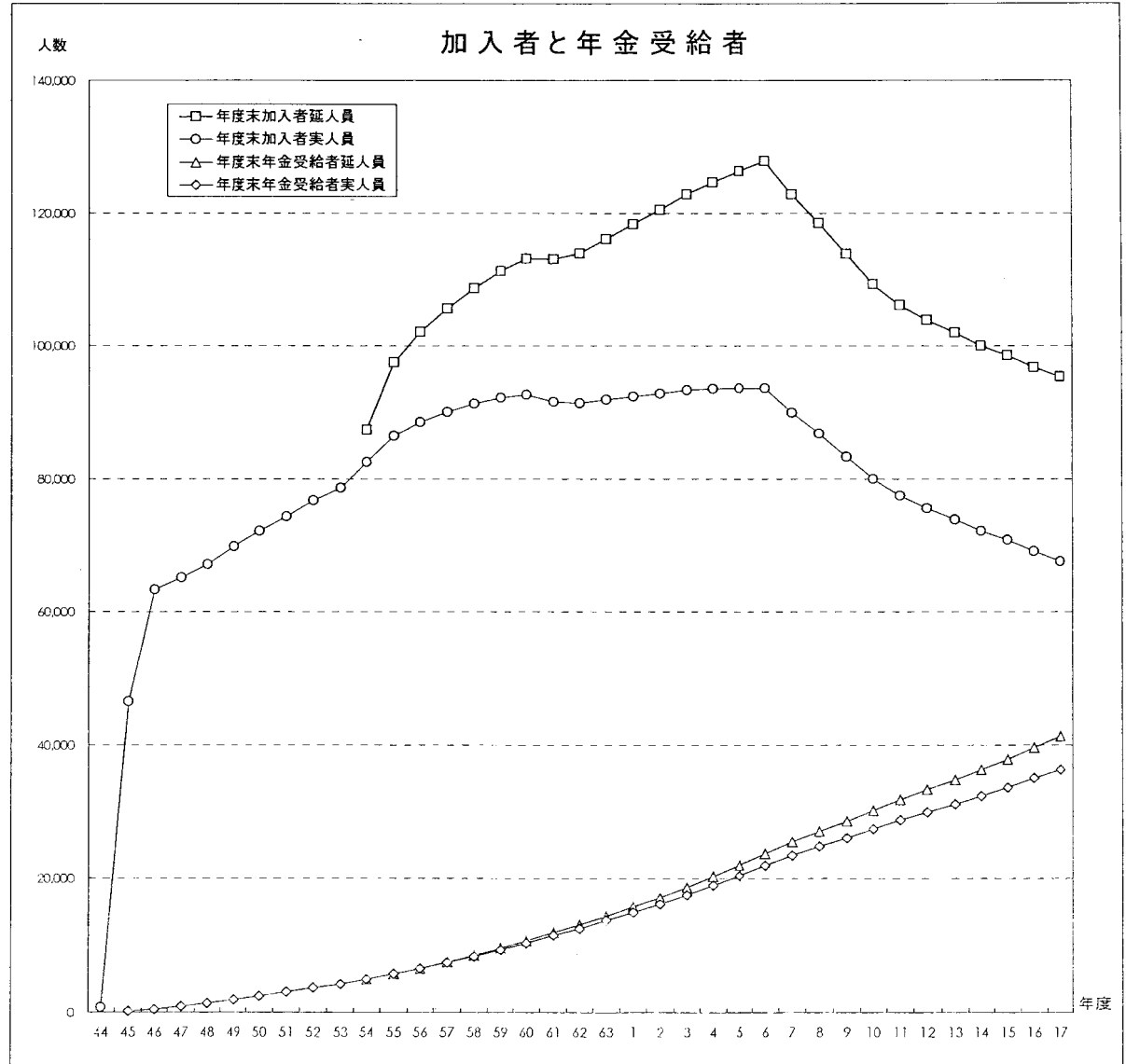
(注) 金額及び人員は、17年度決算ベース



# 加入者数及び受給者数の推移

	年度末加入者延人員	年度末加入者実人員	年度末年金受給者延人員	年度末年金受給者実人員
44		733		
45		46,530		139
46		63,320		477
47		65,149		872
48		67,088		1,382
49		69,838		1,912
50		72,183		2,458
51		74,357		3,038
52		76,732		3,644
53		78,662		4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565
16	96,809	69,095	39,659	35,010
17	95,311	67,591	41,310	36,329

(注) 延人員とは、「2口加入」を含めた延口数である。



# 加入者数及び受給者数の現況

(道府県・指定都市別)

(平成18年3月31日現在)

道府県 指定都市	年金 受給者数 (人)	加入者数			道府県 指定都市	年金 受給者数 (人)	加入者数		
		総数(人)	1口加入(人)	2口加入(人)			総数(人)	1口加入(人)	2口加入(人)
合 計	36,329	95,311	67,591	27,720					
北海道	1,991	3,714	2,876	838	島根県	284	538	416	122
青森県	460	1,150	837	313	岡山県	580	1,793	1,350	443
岩手県	542	952	722	230	広島県	828	2,239	1,653	586
宮城県	477	871	667	204	山口県	894	2,220	1,568	652
秋田県	283	541	423	118	徳島県	327	840	675	165
山形県	425	657	556	101	香川県	387	1,201	861	340
福島県	746	1,226	973	253	愛媛県	1,244	6,285	3,451	2,834
茨城県	672	1,832	1,294	538	高知県	673	2,857	1,638	1,219
栃木県	389	1,204	811	393	福岡県	569	1,489	1,094	395
群馬県	971	1,938	1,457	481	佐賀県	421	864	654	210
埼玉県	1,096	3,872	2,670	1,202	長崎県	751	1,159	933	226
千葉県	1,156	2,684	1,981	703	熊本県	400	897	664	233
神奈川県	545	2,123	1,402	721	大分県	313	513	385	128
新潟県	1,093	2,939	2,180	759	宮崎県	299	628	474	154
富山県	575	1,075	792	283	鹿児島県	659	1,185	938	247
石川県	652	2,267	1,522	745	沖縄県	93	330	284	46
福井県	416	819	553	266	札幌市	572	1,756	1,190	566
山梨県	300	549	433	116	仙台市	272	1,023	704	319
長野県	636	1,826	1,331	495	さいたま市	38	818	533	285
岐阜県	790	1,987	1,416	571	千葉市	158	579	403	176
静岡県	1,188	2,206	1,619	587	横浜市	439	1,646	1,034	612
愛知県	1,204	3,629	2,589	1,040	川崎市	167	417	269	148
三重県	564	1,148	843	305	静岡市	4	472	334	138
滋賀県	449	1,262	888	374	名古屋市	695	2,191	1,434	757
京都府	578	1,950	1,517	433	京都市	1,005	1,932	1,526	406
大阪府	1,120	3,649	2,590	1,059	大阪市	737	1,438	1,042	396
兵庫県	1,797	3,997	2,948	1,049	神戸市	562	1,315	943	372
奈良県	231	721	513	208	広島市	362	1,037	726	311
和歌山県	277	497	357	140	北九州市	383	975	643	332
鳥取県	295	557	422	135	福岡市	295	832	590	242

## 過去の制度改革の概要

### 1. 第1次改正(昭和54年10月)

制度発足後10年がたち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

- (1) 年金の増額                      2口加入制度の創設
- (2) 加入年齢の緩和                原則45歳未満まで → 65歳未満まで
- (3) 保険料(掛金)の改正          加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

## 2. 第2次改正(昭和61年4月)

制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。

- (1) 加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定
  - ・保険料のアップ及び区分変更(3区分 → 4区分)
- (2) 加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正
  - ・65歳以上かつ20年以上継続加入 → 65歳以上かつ25年以上継続加入
- (3) 加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)
- (4) 弔慰金の増額

### 3. 第3次改正(平成8年1月)

扶養保険制度については、障害者死亡率の改善や運用利率の低下等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用が不足しており、平成10年度には、年金の支払いが困難になる恐れがあった。

こうした状況の下で、制度を安定的に運営するため、保険料を引き上げるとともに過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講ずることとした。

#### (1) 保険料の改定

年金給付を賄うのに必要な保険料に改定(引上げ幅; 2.0~2.5倍)

加入時における 年齢区分 (加入時の 年齢で固定)	改正前 掛金額	現行				改正後の新規 加入者に係る掛 金額
		改正前の既加入者に係る掛金額			平成10年4月1日 以降	
		平成8年1月1日 から平成9年3月 31日まで	平成9年4月1日 から平成10年3 月31日まで			
	円	円	円	円	円	
35歳未満	1,400	2,100	2,800	3,500	3,500	
35歳以上40歳未満	1,900	2,800	3,700	4,500	4,500	
40歳以上45歳未満	2,600	3,800	4,900	6,000	6,000	
45歳以上50歳未満	3,200	4,600	6,000	7,400	7,400	
50歳以上55歳未満	4,100	5,700	7,300	8,900	8,900	
55歳以上60歳未満	5,300	7,200	9,000	10,800	10,800	
60歳以上65歳未満	6,800	9,000	11,200	13,300	13,300	

## (2) 脱退一時金の創設

一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給

加入期間	金額
5年以上10年未満	3万円(10年間加入した場合の掛金総額は、約42万円。)
10年以上20年未満	5万円(35年間加入した場合の掛金総額は、約84万円。)
20年以上	10万円(45年間加入した場合の掛金総額は、約190万円。)

## (3) 財政支援の実施(特別調整費)

平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)

年間所要額 国46億円、道府県・指定都市46億円

予算措置経緯(国負担分)

平成7年度 11.5億円(1月実施)

平成8～26年度 46億円

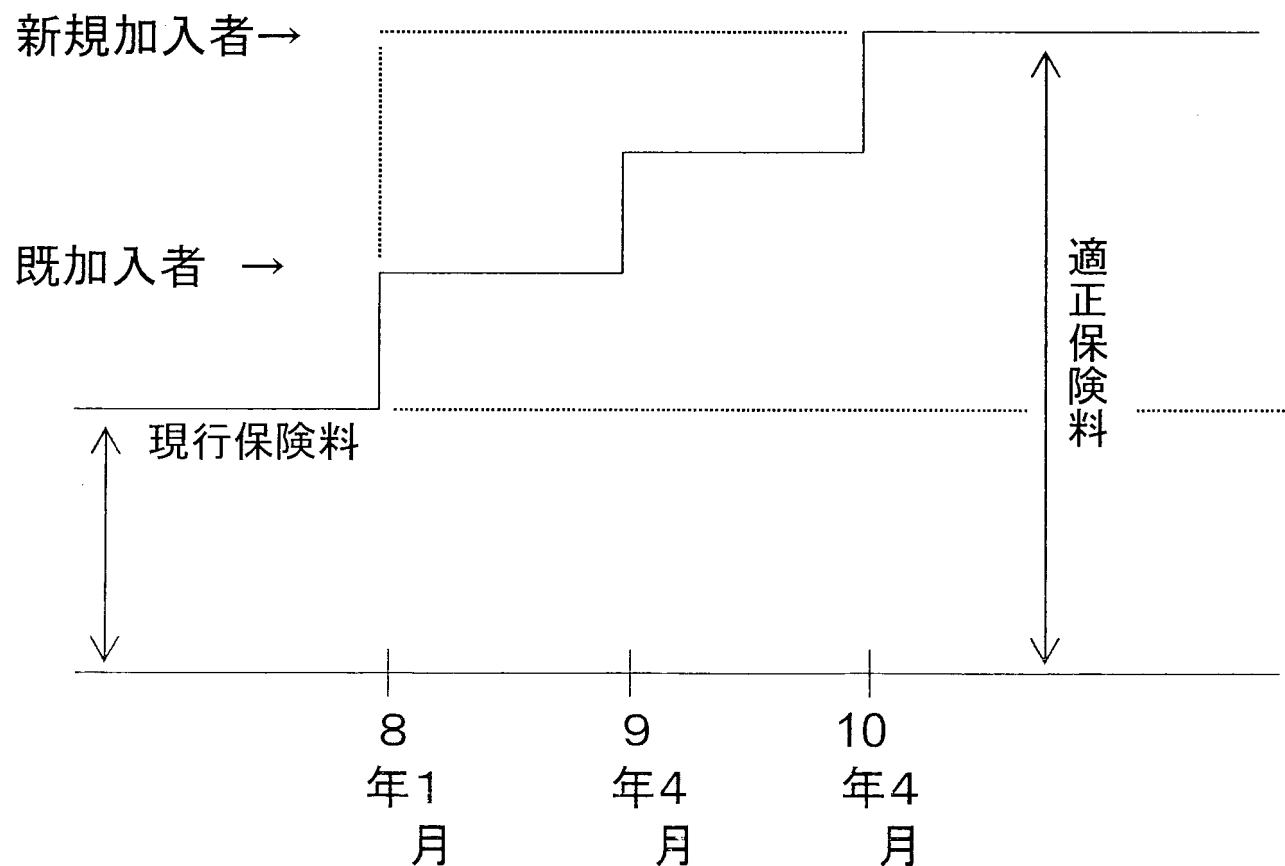
平成27年度 34.5億円

※道府県・指定都市負担分の46億円は、地方交付税において財源措置

(備考)保険料の段階的引き上げ

新規加入者：改正時より年金給付に必要な保険料(適正保険料)を適用

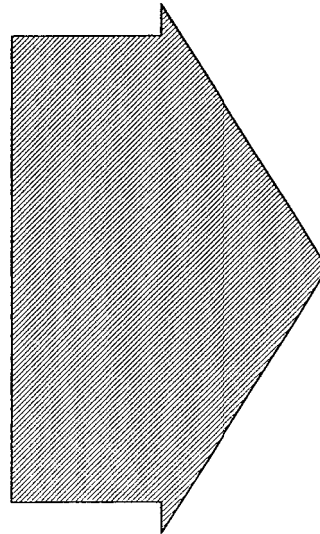
既加入者：激変緩和措置として、段階的に適正保険料に引き上げ



# 心身障害者扶養保険制度の現状について

## 1. 平成8年改正

1. 保険料の改定(引上げ幅;2.0~2.5倍)
2. 積立不足を4.5%、20年(平成7~27年度)で償却するため、国・地方自治体がそれぞれ年額46億円の公費を投入
3. 脱退一時金を創設(払込掛金との差額は生命保険会社の収入とし、積立不足額に充当する。)



## 2. 現 状

1. 運用利回りの低下
2. 障害者の受給期間の長期化
3. 掛金引上げの見送り(※)

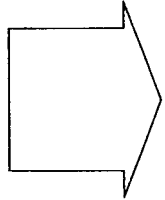
により、新たに積立不足が発生

※ 平成8年改正時に、5年に一度の制度の見直しを行うこととしたが、平成12年度は、経過措置期間が終了したばかり等の理由で、改正を見送った。

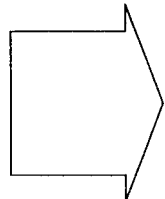


## (参考) 平均的な加入者・受給者

### (1) 加入者 (保護者)

・ 平均加入者年齢	平成7年度	61.0歳		平成17年度	66.9歳
・ 平均加入期間	平成7年度	22年5か月		平成17年度	28年8か月
・ 新規加入者の平均年齢					50.4歳(平成17年度)
・ 掛金総額の平均					約 180万円 (加入時からの累積)

### (2) 受給者 (障害者)

・ 平均受給期間	平成7年度	9年7か月		平成17年度	13年11か月
・ 生涯平均受給額	平成7年度	約 230万円		平成17年度	約 330万円
・ 受給開始年齢の平均					47.8歳(平成17年度)

## 保険収支と年金収支の推移

### 【保険収支】

(単位:千円, %)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
I 収入	7,205,214	10,823,058	11,992,690	12,857,734	12,510,540	11,733,110	11,173,115	10,650,168	10,358,288	10,171,739	10,044,948
1 保険料収入	4,854,095	5,286,297	6,386,099	7,305,756	6,901,724	6,134,015	5,681,605	5,316,399	5,009,258	4,756,542	4,537,586
2 特例保険料収入	1,150,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息収入 (運用利回り)	1,201,119 3.1	936,761 3.1	1,006,591 2.9	951,978 2.43	1,008,816 2.28	999,095 2.03	891,510 1.62	733,769 1.38	749,030 1.38	815,197 1.38	907,362 1.49
II 支出	4,122,000	6,976,200	6,827,650	7,500,500	7,533,100	6,858,330	7,120,620	7,067,770	7,281,400	8,409,367	8,079,030
1 保険金支出	3,877,200	6,821,700	6,664,400	7,345,800	7,436,600	6,774,000	7,050,700	6,996,700	7,215,500	8,339,700	8,015,600
2 弔慰金等支出	41,170	36,120	36,490	34,420	37,970	35,420	33,290	37,290	36,440	43,467	38,940
3 脱退一時金支出	203,630	118,380	126,760	120,280	58,530	48,910	36,630	33,780	29,460	26,200	24,490
III 収支差(I - II)	3,083,214	3,846,858	5,165,040	5,357,234	4,977,440	4,874,780	4,052,495	3,582,398	3,076,888	1,762,372	1,965,918
保険資産	31,140,911	34,956,319	40,010,830	45,370,515	50,320,495	54,680,640	58,718,432	62,316,232	65,437,972	67,151,594	69,123,950

### 【年金収支】

(単位:千円, %)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
I 収入	5,351,299	11,580,247	11,586,240	12,238,550	12,387,930	12,297,180	11,814,512	11,654,673	12,109,646	13,673,150	13,079,261
1 保険金収入	3,877,200	6,821,700	6,664,400	7,345,800	7,436,600	6,774,000	7,050,700	6,996,700	7,215,500	8,339,700	8,015,600
2 特例保険金収入	1,150,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用収入等 (運用利回り)	324,099 1.6	158,547 2.3	321,840 1.97	292,750 1.73	351,330 3.9	923,180 0.38	163,812 0.14	57,973 0.46	294,146 上期簿価(0.24)	733,450 時価(2.56)	463,661 時価(9.15)
II 支出	6,041,160	6,428,600	6,791,140	7,187,300	7,585,200	7,947,580	8,341,440	8,718,800	9,091,260	9,584,760	9,976,960
III 収支差(I - II)	△ 689,861	5,151,647	4,795,100	5,051,250	4,802,730	4,349,600	3,473,072	2,935,873	3,018,386	4,088,390	3,102,301
年金資産	10,155,487	15,307,134	20,102,234	25,153,484	29,956,214	34,305,814	37,778,886	40,714,759	42,883,728	47,337,572	54,095,166
								評価損益	(△849,417)	(365,454)	(3,655,293)

- (注) 1. 年金資産は、15年度上期までは簿価管理、下期以降は時価管理によっている。  
 2. 16年度年金資産(時価) = 15年度の年金資産 + 16年度収支差 + 評価損益である。  
 3. 運用利回りは、15年度上期までは簿価、15年度下期以降は時価で表示しており、信託報酬控除後の利回りである。

## 責任準備金等の推移(平成15～17年度)

### ○ 年金収支

(前提条件)

- ・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績
- ・ 予定利率4.5%

(単位:百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
① 年金の現価相当額	121,084	125,141	128,587
② 公費負担現価	41,267	38,524	35,658
③ 責任準備金の額(①－②)	79,817	86,617	92,929
④ 年金資産額	42,884	47,338	54,095
⑤ 繰越欠損金(③－④)	36,933	39,279	38,833

(注)数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

# 厚生労働省独立行政法人評価委員会等の指摘状況 (心身障害者扶養保険)

## 1. 厚生労働省独立行政法人評価委員会

○ 独立行政法人福祉医療機構の平成15年度の業務実績の評価結果  
(平成16年8月24日)(抄)

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、財務状況の定期公開、安全性を重視した運用、地方公共団体事務担当者会議の開催による日常業務の正確な事務の遂行の促進が計画どおり進展しているところである。なお、当該事業の繰越欠損金については、その解消に向けて、検討が進められることとなっている。

※ 平成16年度、平成17年度の業務実績の評価結果も同旨。

## 2. 政策評価・独立行政法人評価委員会(総務省)

○ 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性  
(平成18年11月27日)(抄)

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資産の積立不足により、平成17年度末で約388億円の繰越欠損金が発生しているが、現在、厚生労働省において、心身障害者扶養保険制度の見直しを行っており、その方向性が定まった段階で、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めるものとする。

## 東京都扶養年金制度の概要について

### 1. 目的

保護者亡きあとの障害者の生活の安定と福祉の向上(東京都の単独事業)

### 2. 創設

昭和44年4月1日

### 3. 内容

- ・掛金 月額4,800円～15,600円(国基準の1.2倍～1.4倍)
- ・支払期間 20年間(国:20年かつ65歳に達するまで)
- ・年金額 終身3万円(国:終身2万円)

### 4. 加入要件

次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者

- ・知的障害者
- ・身体障害者障害程度等級表4級以上の者
- ・精神障害者
- ・その他(脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症を有する者)

## 東京都扶養年金制度の廃止の考え方

- 新規加入は廃止。(今後の新規加入者は、国スキーム(改正後)での対応を希望。)
- 既受給者は、現行のまま支払継続。(給付カットは財産権もあり困難。)
- 既加入者(未受給者)は全て解約して、国制度並みの水準で以下により一定の保証を行う。
  - ・ 掛金納付完了者  
国制度と同じ給付額(月額2万円)を、東京都扶養年金の平均的受給期間(24年程度)給付したと仮定した場合の総額(A)を算出して、それを現在の価値に換算した金額を支払う。
  - ・ 掛金納付者  
掛金納付完了者と同様の方法で算出した総額(A)に、東京都扶養年金の掛金払込期間により按分した金額( $A \times \text{掛金年数} / 20\text{年}$ )を、現在の価値に換算した金額を支払う。
- 平成19年3月1日施行。(ただし、既加入者については、平成20年3月31日まで経過措置あり。)

## 見直しに際しての視点

- 本制度は、障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、親亡き後等の障害者に終身年金を支給する任意加入の制度であること。
- 本制度は、あくまで公的所得保障の上乗せであり、加入者及び受給者が少数に限られていること。
- ①運用利回りの低下、②障害者の受給期間の長期化、③掛金引上げの見送りにより、新たに積立不足が発生していること。
- 制度維持の場合は、過去の積立不足への対応が必要であるとともに、新たな積立不足を発生させないための対応が必要であること。
- 制度廃止の場合は、受給者及び既加入者への対応など廃止に伴う対応が必要であること。
- 年金資産運用の改善が必要であること。